

1 はじめに

(1) 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出・公表することとされました。

そこで、伊達市教育委員会では、平成20年度から、法改正の趣旨である、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民の皆さまへの説明責任を果たすため、学識経験者の知見を活用した教育委員会活動の点検・評価を実施しています。

(2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、第2次伊達市教育振興基本計画に掲げられた「取り組むべき主な施策」とし、その進捗管理を各実施事業の点検・評価結果を踏まえて行っています。

(3) 点検・評価の方法と評価区分（取り組むべき主な施策ごとの評価について）

点検・評価にあたっては、令和2年度に実施した事業・取組の状況を明らかにするとともに、今後における課題と対応方向を示し、達成・完了しているものを「A」、達成に向け進捗中のものを「B」、着手したが遅延しているものを「C」、未着手のものを「D」、事業実施ができない等の理由により評価不可のものを「-」として表示しました。

また、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方から意見、助言をいただきました。

(4) 点検・評価結果の構成

①施策（取り組むべき主な施策）

第2次伊達市教育振興基本計画の目標に定めた、重点的に取り組む施策（31項目）です。

②推進方策および今年度の取組内容

施策の分析を行い、抽出した課題解決のための推進方策および令和2年度に実施した主な事業（取組）内容と実施状況を示しています。

③施策の目標設定における取組状況・評価

取り組むべき主な施策の推進にかかる目標設定における取組状況の記載と取組への評価を示しています。

④施策に対する達成度評価

令和2年度における事業（取組）の実施状況などを踏まえるとともに、目標設定における取組状況・評価とも照らし合わせた評価を行っています。また、今後の事業（取組）を進める上での課題と対応方針を示しています。

なお、取り組むべき主な施策の評価が「-」（評価不可）の場合にも、その理由等を記載しています。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。